

公害防止用設備(汚水又は廃液処理施設)に係る課税標準の特例措置 (固定資産税)

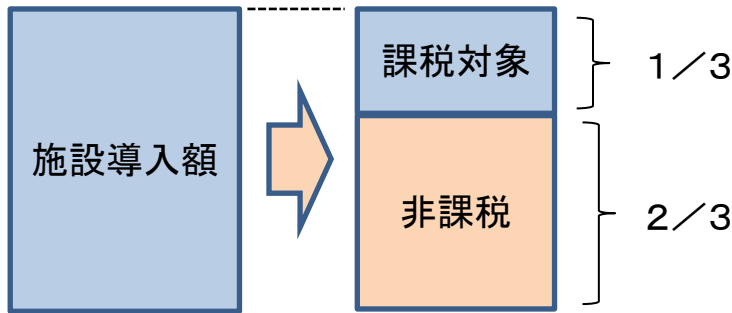
○企業の公害防止設備投資に係る税制上の優遇措置を行うことで、事業者の公害防止対策に対する取組を促進し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図るための措置。

制度概要 【適用期間:平成29年度末まで】

○対象設備について、固定資産税の課税標準の特例率が認められる。

対象設備	特例率	要望省庁
汚水又は廃液処理施設 (地方税法附則第15条第2項第1号)	1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において条例で定める割合	経、農、 国、環

(特例率が1/3とされた場合)



(汚水・廃液処理施設)



【制度に関する問い合わせ先】
経済産業省産業技術環境局環境指導室
TEL:03-3501-4665
※申告に関しては各自治体にお問い合わせください